

学校施設使用上の遵守事項等について

学校教育に支障のない範囲で開放するのが学校施設開放となります。

学校や近隣住民の方々に迷惑をかけず、皆様が快適に使用できるよう、以下の「遵守事項」および「市川市学校施設の開放に関する規則」を守って使用してください。遵守事項が守られない状況が続く場合は、施設の使用の承認や団体登録を取り消すこともありますので、ご留意ください。

『学校施設』ということをも十分ご理解の上、ご協力をお願いします。

書類の提出について

毎月の提出書類及び照明料の納付には、期日が定められています。

しかしながら、度々、提出（納付）が遅れる団体が見受けられます。これらの期日が守られないことが続く場合、使用の承認を取り消すこともございますので、必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

（１）書類の提出期限

- ①市川市運動場等使用承認申請書（黄色い３枚つづりの用紙）

申請月の前月 5 日までに、同申請書を学校が教育委員会に送付できるよう、学校へ提出

- ②市川市運動場等照明設備及び空調設備使用実績報告書（ピンク色の用紙）

使用した月の翌月 5 日までに、同申請書を学校が教育委員会に送付できるよう、学校へ提出

※申請書が提出されているにもかかわらず、実績報告書の提出がない団体が数多く見受けられますので、実績報告書の提出を徹底してください。

（２）照明料の支払期限

照明料の納付書に記載された期日

遵守事項

- ・学校施設内への車の乗り入れ、駐車は原則禁止です。

駐車が必要な際は必ず学校の許可を得てください。

許可を得た場合でも校庭への駐車は教育施設の保全の面から禁止します。

また学校周辺を自動車等で通行する際は、周りの迷惑にならぬよう十分考慮してください。

・市の施設である学校は全面禁煙となっております。また敷地周辺における喫煙、飲酒やゴミのポイ捨て等も禁止です。

・学校の用具類は許可無く使用できません。学校の使用許可を得た場合でも、占有しての使用は認められません。(特にサッカーのミニゴール、体育館のボール、マット、跳び箱、タイマーなど)

・使用時間は、準備・片付けも含み、**9時から21時**までです。年末年始(12月29日～1月3日)は開放しません。

・使用目的以外の活動は行わないでください。

・大声で騒ぐ、車・バイクなどの騒音、迷惑駐車等は近隣の迷惑となります。団体員同士で十分注意してください。

・ボール等が近隣の住宅や店舗に入らないように工夫してください。万一入った場合は、誠意をもって謝罪し、ボール等の回収をしてください。

・学校の施設、設備を破損した場合は、必ず学校及び教育委員会へ連絡するとともに、その使用団体で責任をもって弁償、修理を行ってください。

・使用予定の変更やキャンセルをしたい場合は、必ず事前に学校へ連絡してください。なお、追加で使用する際は追加した日程を市川市運動場等使用承認申請書(3枚つづり)に記入し、速やかに学校へご提出ください。

・鍵の管理や戸締りは責任をもって行ってください。

・校舎内外での火の取り扱い、学校長の許可を得るほか、関係機関への所定の手続きを行ってください。

・人命優先となりますことから、AEDの設置場所や使用方法等の緊急対応について、団体間で相互把握に努めてください。

・熱中症や光化学スモッグ、インフルエンザ等団体員の健康状態については常に留意し、無理な活動は避けてください。

・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等により学校閉鎖等となった場合、その期間中は施設開放も中止となる場合がありますので、ご承知おきください。

・団体内または団体同士のトラブルは基本的に団体の中で解決するよう、努めてください。

配慮事項

・体育施設ではなく学校施設ですので、学校教育が優先されますことから、施設の清掃や借用した用具の片付け・消毒等を開放委員会内で協議し、学校への積極的な協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

・学校施設開放事業は登録年度での使用を許可するものです。毎年更新している登録団体が優先されるものではありませんので、使用日時については、新規登録団体や新規要望団体と積極的に協議し調整ください。もし要望日時が重なってしまった場合は、重複団体同士で調整がつくまで休止とする等、施設開放委員会で協議してください。

市川市教育委員会 学校地域連携推進課